

ヤングケアラー ってなんだろう？



NPO法人school 「まっなぎや」

〒856-0805

長崎県大村市竹松本町1000-22

☎：080-4285-0279

✉： matsunagiya@gmail.com

<http://matsunagiya.jimdofree.com>



ちよつとわかりにくいけど
竹松駅から歩いて約5分



子ども若者のための居場所です

予約なしで立ち寄って、くつろいでいい場所です

相談があってもなくても利用できます



ヤングケアラーのことが大切です

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活の世話を過度におこなっていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

ヤングケアラーって？



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が話せない家族や障がいのある家ために通訳をしている



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の周りの世話をしている

ヤングケアラーとお手伝いとの違い

- ①自分がおこなっていることが、日常生活に組み込まれていて、自分がやらないと家族の生活が回らないこと。
- ②やる・やらないを決められないこと。
- ③やりたいことが出来ず、自分の時間が制限されること



家族の代わりに、幼いきょうだいのお世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいのお世話や見守りをしている



家計を支えるために働いて、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

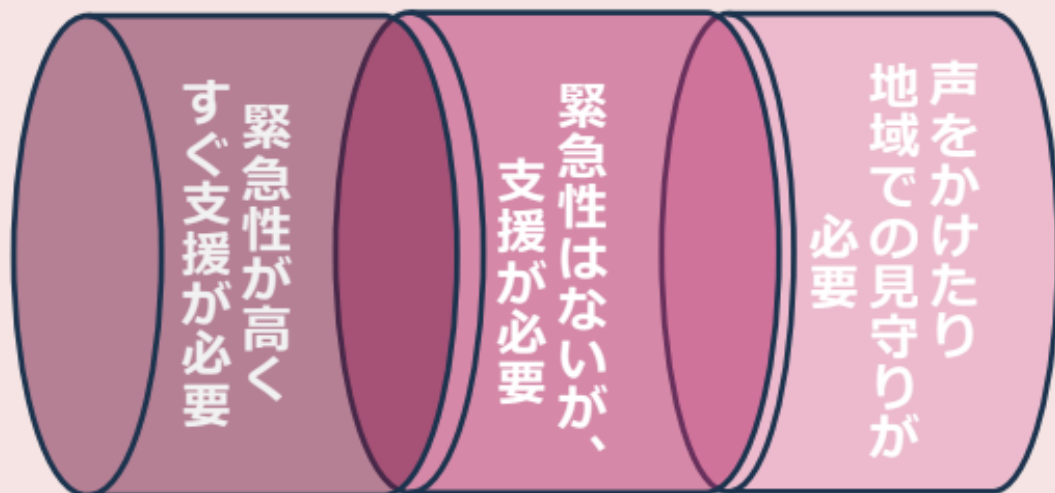


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

あなたの周りに
こんな子どもは
いませんか？

支援には、グラデーションがあります

ヤングケアラーは、すぐに支援が必要な緊急性が高いものから、時々声をかけたり、地域での見守りが必要な状態までを含み、支援の幅が広いことが特徴です。



● 声かけや地域の見守りまで、支援に入る理由は？

ケアの対象者の状態の変化によっては、ケア負担が増える可能性があること。

また、進学・就職など、自立に向けた大切な移行期に将来の選択肢を狭めることがないようにするためには、継続的な関わり・関係づくりなどの見守りが必要だからです

● 自立に向けた大切な移行期とは、何歳までなの？

令和6年6月「こども・若者育成支援推進法」により、ヤングケアラーの定義に、年齢を明記せず18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるようになりました。

そのことにより、ヤングケアラーの対象年齢は、おおむね30歳未満のこども・若者を想定しています。

また、状況に応じて40歳未満の者も支援の対象になり得るものとされています。

このように、ヤングケアラー支援の幅も広いことに加え、対象年齢の幅も広いということになります。

ヤングケアラーが直面すること

家族の介護やお世話の責任や負担が重くなると、こども・若者に様々な影響が出る可能性があります。

学校生活への影響

遅刻・早退・欠席、勉強の時間が取れない、部活動が出来ないなど



進路への影響

家族のケアを行うため、希望する進学先や就職先を断念せざるを得ないなど



友人関係への影響

友人と遊ぶ時間がないため交友関係を築きにくく孤立しやすいなど



ヤングケアラーを見守るために大切なこと

1. 本人の意思を尊重して話を聞いてあげましょう

家族の介護や日常生活の世話をしている本人やその家族は、お手伝いの延長線上であると思っていて、自覚をしていないことが多いです。

ヤングケアラーと決めつけた言い方は、傷ついてしまう場合があります。

まずは「困っていることがないか」「キツイことはないか」と声をかけ、話を聞くことが大切です。

そのうえで、相談できる窓口を伝えてください。

2. ケアについて評価しないようにしましょう

ケアをしていること自体を当たり前とっていたり誇りに感じていることがあります。

やっていることを過剰にほめたり、否定するのではなく、本人の気持ちに寄り添いましょう。

困ったときには、助けを求めていいことや他の選択肢もあることを伝えるなど、まわりの声を受け入れられるようにすることが望ましいです。

3. プライバシーを守りましょう

本人やその家族がヤングケアラーだと認識していても支援を受けることへの抵抗感や家族の状況を周りに知られたくないこともあります。

聞いた話は、むやみに口外せず、相談窓口を紹介しましょう

大村市内におけるヤングケアラー相談窓口

まつなぎや

電話 080-4285-0279



ホームページ



Gメール



Instagram



フェイスブック

大村市こども家庭課 こども家庭支援室

電話 0957-54-9100

長崎県内における ヤングケアラー・ケアラー総合案内窓口

まつなぎや

電話 080-4285-0279

【長崎県内全域専用】



ホームページ



Gメール



Instagram



フェイスブック

長崎県 こども家庭課

電話 095-895-2442